

保育園保育料の免除事由の見直しについて

令和5年10月から、在園児の弟又は妹の出産に伴い、在園中の子どもが休園した場合の保育料を免除します。

また、児童が病気やけがにより登園できない場合の保育料免除期間を見直します。

1 背景・課題

在園児の弟又は妹の出産に当たっては、第1子の出産と異なり子育てをしながらの出産となり保護者の負担が大きいことから、実家に帰省して出産する、いわゆる里帰り出産を選択する家庭があり、在園中の子どもが休園する場合があります。

この場合、保育料の免除事由となっていないため、登園していないにもかかわらず保育料が発生しています。

2 対応

現在、児童が病気やけがにより登園できない場合に限られている保育料の免除事由を拡充し、在園中の子どもが保護者の出産に伴い休園した場合についても、保育料の負担を免除することとします。

3 免除対象期間

(1) 在園児の弟又は妹の出産に伴い、在園中の子どもが休園した場合

5か月間（多胎児は7か月間）。出産予定月の2か月前（多胎児は4か月前）の属する月から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月までの間に、在園中の子どもが月単位で休園を開始した場合を対象とします。

(2) 児童の病気やけがにより休園した場合

現在3か月までとしている免除期間を見直し、診断書に記載された療養期間中は保育料を免除することとします。

4 手続き方法

事前に休園届と母子手帳又は診断書の写しを園に提出していただきます。

5 開始時期

令和5年9月15日から受付を開始し、10月分以降の保育料から適用します。